

令和8年第2回宝塚市議会定例会提出議案に係る参考（第2次送付分）

議案第 62 号	訴えの提起について
議案第 63 号	損害賠償の額の決定について
議案第 64 号	損害賠償の額の決定について

議案第 6 2 号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、東京圏からの移住者を対象とする宝塚市移住支援金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、令和6年(2024年)8月22日付けで市に対し、宝塚市移住支援金(以下「支援金」という。)の交付申請を行い、同年9月26日付けで交付決定を受け、同年10月24日支援金60万円の交付を受けた。

要綱第7条第1項の規定には、支援金の交付を受けた者が、その申請日から3年未満に、宝塚市から転出した場合、市は、その全額を返還請求することが定められているところ、市は、相手方が令和7年(2025年)1月に京都府長岡京市へ転出していることを住民票調査などにより確認した。

市は、当該規定に基づき、令和8年(2026年)2月20日を期限とし、相手方に支援金の返還請求を行ったが、期限までに返還されず、その後も再三の催告を行ったが、相手方からの返還はなかった。

そのため、市は、令和8年(2026年)5月18日付けで向日町簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に遡って訴えの提起があったものとみなされたものである。

宝塚市移住支援金交付要綱(抜粋)

(返還請求)

第7条 市長は、宝塚市移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める割合の宝塚市移住支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県知事及び市長が認めたときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 宝塚市移住支援金の申請日から3年未満に、宝塚市から転出した場合 全額

(3)～(5) (略)

2 (略)

民事訴訟法(抜粋)

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

議案第 6 3 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 治療費	1,400,916 円
(2) 治療関係費	33,443 円
(3) 交通費	268,800 円
(4) 入院雑費	354,000 円
(5) 休業損害	1,257,867 円
(6) 入通院慰謝料	2,765,900 円
(7) 後遺障害慰謝料	6,900,000 円
(8) 後遺障害逸失利益	13,148,411 円
合 計	26,129,337 円

議案第 6 4 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 損害賠償の対象 | |
| 治療費 | 499, 222円 |
| 通院交通費 | 18, 460円 |
| 休業損害 | 6, 729円 |
| 慰謝料 | 600, 000円 |
| (2) 過失による市の負担割合 | 100% |
| (3) 市の相手方に対する賠償金額 | 1, 124, 411円 |